

令和 8 年 9 月 1 6 日

業者各位

契約担当官
航空自衛隊第 5 航空団
会計隊長 古地 宗則

同等品で対応される場合の手続きについて

入札（見積）内訳に「又は同等以上のもの（他社製品含む。）」又は「又は同等以上のもの（国内メーカーに限る。）」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品目（以下、「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品確認申請を行ってください。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能等が例示品と同等以上であるものをいいます。

糧食品と糧食品以外でそれぞれ同等品として認められないものがありますので、必ずご確認ください。

（1）糧食品

単位が異なるもの、1 単位あたりの内容量等が例示品を下回るものは同等品として認められません。

（2）糧食品以外

単位及び数量が例示品と異なるものは同等品として認められません。

2 同等品審査の方法

同等品確認申請を行おうとされる方は、指定する日時までに、「同等品確認申請書」又は「同等品確認申請書（糧食品）」（以下、「同等品確認申請書」という。）に、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して、会計隊契約班へ提出してください。

なお、同等品確認申請書は航空自衛隊新田原基地のホームページに公表されているエクセルデータを使用して作成し、原則電子メールにて提出をしてください。

電子メールでの提出が不可能な場合に限り、FAXでの提出及び返送を受け付けます。

3 電子メールアドレス申請方法

電子メールの登録・変更を申請する場合は、航空自衛隊新田原基地のホームページに公表されている「メールアドレス（登録・変更）申請書」のエクセルデータをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、FAX、郵送又は手交にて会計隊契約班までご提出をお願いします。

「メールアドレス（登録・変更）申請書」受領後、各担当者よりテストメールの送信をさせていただきます。

4 同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された「同等品確認申請書」については、同申請書の「判定等」欄に可否の審査結果を記入したものを返送（郵送、FAX、メール及び手交）又は審査結果を電話することにより通知致します。

なお、審査結果の通知が入札（見積）日の前日までにない場合は、会計隊までお問合せ願います。

問合せ先

〒889-1492

宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地第5航空団会計隊契約班

TEL 0983-35-1121（内線）5738、5739

FAX 0983-35-1805（直通）